

令和6年第2回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年2月9日(金) 午前9時30分
2 開催場所 那珂市役所 5階 501～503会議室
3 議案 別添のとおり
4 出席委員

1番	水野 一男	2番	檜山 眞弓	3番	青山 政弘
4番	飯田 士朗	6番	鈴木 久夫	7番	助川 操
9番	宮田 幸男	10番	石崎 甲一	11番	佐川 茂
12番	峯島 勝則	13番	内田 和幸	14番	海野 浩行
15番	綿引 桂太	16番	大森 龍一	17番	會澤 留美
18番	鈴木 洋	19番	根本 衛		

5 欠席委員

5番 大曾根 栄 8番 福田 和一

- 6 議事録署名人 16番 大森 龍一 委員
17番 會澤 留美 委員

議長 ただ今より、令和6年第2回農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は17名です。委員の過半が出席でございますので、本委員会は成立いたします。

議事録署名人は 16番 大森 龍一 委員
17番 會澤 留美 委員

のお二人をお願いいたします。

議長 それでは、議案の審議に入ります。
本日の議案は、議案第1号から第4号まで、一括上程いたします。

議長 議案第1号は、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてです。これは、当委員会で可否の決定をするものです。
事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第1号の説明)

いずれの案件も、農地法第3条第2項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件及び地域調和要件に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと思料いたしました。

議長 　ただいま説明のありました7件について、ご意見をお伺いします。

4 番 　　諮問番号7番は新規参入だと思いますが、農地を買う方の家はどこにありますか。

事務局 　取得する土地の西側に自宅を購入して移住することになっています。

6 番 　　諮問番号4番ですが、那珂市に移住するということですが、要件は満たしているのかということと、5条も出ているようですが、面積について教えてください。

事務局 　譲受人については、農機具を所有されていて、現在住んでいるところでも農業をされていると聞いています。今回の申請は申請地西側の住宅が空き家となっていて、そこを購入して移住する際にたたきが農地に越境しているという状況でした。今回宅地と農地を購入する際に違反部分についても是正するために3条と5条の申請が上がっています。

6 番 　　他県から研修生を受け入れていると思いますが、その方は買えない、移住できないことになっているようですが、それとこの件はどう違うのか。

事務局 　あくまでも案件については個別に審議するものですが、今回、都市計画法の整理も必要になるので、都市計画法の申請もされている案件です。県外の方が調整区域に住む場合は、都市計画法の整理も必要になりますので、都市計画法の要件と農地法の要件それぞれを満たす申請が必要です。

6 番 　　那珂市で研修生を受け入れている、研修期間が終わったら那珂市に住みたい、農機具を保管する場所もあるという方は申請すれば都市計画で受け入れは可能だということですか。

事務局 　研修生が農地を取得できないという話は農業委員会では聞いていませんので、その方が住めない理由が何かは把握していないので何とも言えません。3条の説明の最後に申し上げている全部効率利用要件、常時従事要件、地域調和要件が3条の許可要件ですので、それを満たせば許可相当です。諮問番号4番については、那珂市に移住して農業をやるという計画もあり、都市計画法の整理もついているので申請を受けております。研修生がだめだという話はこちらで把握していないのでわかりません。

6 番 　　様々な要件があるのはわかりますが、那珂市として研修生を受け入れているのだから、申請があったときは農政課と調整すべきだ。

17番 前に農家住宅を買いたいという話が合った時に空き家バンクに預けると利用できるという話を聞いているので、都市計画課に確認していただいたほうがいい。

18番 諮問番号4番と7番ですが、宅地を買って農地を取得するのは今回初めてだと思う。五反歩要件がなくなったのでこういうことができるのかなと思います。心配なのは農業をやったことがない人が、始めてうまくいくのかということなので、計画をよく見ていただきたい。財産として持っているだけで那珂市に移住しないことも考えられるので、許可するにあたっては指導していくべきだと思います

事務局 4番、7番については、申請の際に営農計画書ももらっていきまして、これまでも農業をしていること、農機具を持っていることも確認しています。諮問番号7番については許可が出たら住民票も移すという確約書もいただいております。

議長 ほかにご意見がなければ、議案第1号について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第1号につきましては、すべて許可と決定いたします。

議長 議案第2号は、農地法第4条の規定による農地転用の許可についてです。今回の案件につきましては、30アール未満のため、当委員会で可否の決定をするものです。

事務局の説明を求めます。

(議案第2号の説明)

議長 ただ今、説明のありました2件について、ご意見をお伺いします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 ご意見がなければ議案第2号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第 2 号についてはすべて許可と決定いたします。

議 長 議案第 3 号は、農地法第 5 条の規定による転用を伴う権利の設定、移転の許可についてです。今回の案件につきましては、すべて 30 アール未満のため、当委員会で可否の決定をするものです。
事務局の説明を求めます。

(議案第 3 号の説明)

議 長 ただ今、説明のありました 8 件について、ご意見をお伺いします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議 長 ご意見がなければ議案第 3 号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第 3 号について、すべて許可と決定いたします。

議 長 議案第 4 号につきましては、農政課からの説明になりますので、報告事項のあと、休憩をとってから審議したいと思います。

議 長 報告事項に入ります。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の権利移動の届出の専決処分について、7 件ありました。

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、1 件ありました。

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、15 件ありました。

報告第 4 号 非農地証明の専決処分について、1 件ありました。これにつきましては、地区担当委員から説明をお願いします。

18 番 ここは私が小学校のころから林になっているところですが、ここが畑だという認識は無いので耕作放棄地という色付けにもなっていないという場所ですので、ここが非農地というのは当然のことなのかなと思います。

議 長 報告第5号 制限除外の農地の移動届の専決処分について、1件ありました。

議 長 それでは、暫時休憩いたします。
再開は10時20分からとします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。
議案第4号 農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画については、農政課より説明を求めます。

農政課 (議案第4号の説明)

議 長 農政課より説明のありました件について、ご意見をお伺いします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議 長 ご意見がないようですので、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第4号については、承認することに決定いたします。

議 長 以上で、本日の議案は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、令和6年第2回農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 午前10時30分